姫路市旅館業法施行条例の一部を改正する条例に係るパブリック・コメント手続の実施結果について

１　募集期間及び意見総数

⑴　意見募集期間：令和８年７月１０日～同年８月１０日

⑵　意見提出状況：１４通２５件

案に対する賛同意見	新たに設ける基準に対する意見	罰則に関する意見	その他の意見	合計
6	7	7	5	２５

※　反対意見：なし

２　意見の概要及び市の考え方

No.	分類	提出された市民意見（要旨）	市の考え方
1	賛成意見	最初にルールを説明するのは後に守らなくても説明をしたと言えるので良いと思います。	本案への賛同の御意見として承ります。
2		現在の多様性の社会の中、周辺地域の生活環境への悪影響の防止は、当然必要と思われます。	
3		内容は、トラブルの内容に基づき作成されており問題ないように思います。	
4		旅館で快適に過ごすために必要な事だと思いました。旅館で働く人にとってもこのような改正があると、お客さんへの注意がしやすいようになると思いました。	
5		今回の改正内容に賛成します。旅館業はその周辺住民との協力が必要不可欠であり、そのためには宿泊者にも配慮すべき「責任」があると考えるからです。	
6		意義なし	
7	住民説明	事前の事業説明が通知のような一方通行の説明では不十分であるこ	住民説明での質問やその回答について記録を残すよう指導し、その

		とを明記し、相互の意思疎通を図り、確認した記録を残す事としたほうが、より実効性を伴うと思います。	記録の提出を求めることを検討いたします。
8		説明だけではだめです。きちんと納得し、ひとりでも反対者がいたらできないようにすべきです。	近隣住民へ事業説明をする者は、意見又は要望を受けたときは、適切かつ迅速に対応し、その意見を十分に聴取しながら丁寧に説明を進めていくことが必要であると考えています。 従いまして、現時点では、近隣住民の反対意見をもって事業の実施を制限することは考えていません。
9		具体的に地域住民の〇割以上のOKをもらったら運営可能、と定めてはいかがか？	
10	標識	連絡先は必ず明記して分かりやすいところに貼るのは当然ですが、宿泊となるといつ何時トラブルがあるか分からないので 24 時間つながる連絡先を記名すべき。それができないなら営業させないでほしい。	住宅等を利用して旅館業を営む施設では、事故が発生したとき、宿泊者及び近隣住民からの苦情及び問合せがあったときその他緊急を要する状況に 24 時間対応するための責任者を定め、その責任者の連絡先を記載するようにいたします。
11	ごみ	ごみは施設外に絶対捨てないように決めておいた方がいいです。もしくは室外で捨てる場合はバッカンなどを設置する。鳥などに荒らされないように蓋は必ずする。	旅館業において出されるゴミは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業ごみとなり、家庭ごみのごみステーションに出すことができず、旅館業の事業者が自らの責任において分別のうえ、廃棄物運搬許可業者に依頼するなど適切に処理しなければなりません。 従いまして、今のところ、ごみの出し方等に関する規定を本条例に設けることは考えていません。
12	迷惑行為の中止要請	迷惑行為は禁止ではなくて中止なんでしょうか？ そこが疑問です。	宿泊者は、近隣住民に迷惑行為を行わないということが前提であり、当該規定は、迷惑行為が行わ

			れたときに、事業者が宿泊者に対して、その行為を止めるよう求める義務を課す規定となります。
13		宿泊者に対して、周辺への迷惑行為の中止を要請すること。当然のことですが、すぐ対応できないということが絶対にないようにすべき。	現行の条例により、営業者等が不在の施設においては、緊急時におおむね 10 分以内での駆け付けを義務付けており、これができないときは法令違反として措置することとなります。
14	罰則規定等	内容は合意ですが、違反時の罰則はありますでしょうか。 無ければ意味をなさないので、追加お願いします。	新たに設ける基準に違反した場合、まずは行政指導により改善を求めることとなります。 指導の状況に応じて、改善されない場合は、旅館業法に基づいて改善を命令することができ、これに違反した場合は、許可の取消しや営業停止を命令することができることとなっています。 更に、この命令への違反が認められる場合は、旅館業法に規定される罰則の適用対象となります（6月以下の拘禁刑若しくは 100 万円以下の罰金又はこれを併科する。）。 従いまして、条例で罰則規定を設けなくても、旅館業法で行政処分や罰則の適用ができることとなっています。
15		この内容の実効性がどうなのか気になるところです。	
16		1. 民泊転用の区域、家賃影響の制限　2. トラブル発生時の迅速な対応　3. 所有者への厳格な罰則適用 以上近隣住民の生活に迷惑にならないように規制をお願いします。	
17		説明および要請の結果、守られなかった場合、罰則金支払いや営業停止期間の設定など、実質的損害を被るレベルでのペナルティを課すことで、宿泊者が勝手に行ったとの言い逃れを防ぐ手立てが必要だと感じました。	
18		周辺への迷惑行為が改善されない場合や悪質な場合、営業の許可取消や営業停止を命令することができる旨条例に記載した方が良いと思います。	
19		一度でもトラブルや通報されることがあれば一定期間営業させないようにするか廃業させる。それくらい厳しくしないと住民は安心して生活できないと思います。	

20		注意をうけても改善しない場合や地域住民に多大なる迷惑をかけた場合は、弁償など責任をおう旨の書面にサインをしてもらうシステムにしてはいかがか？	
21	その他の意見	煙草は外では吸わせない、中で吸う場合も場所をきちんと決めておく。	御意見は、今後の業務の参考として承ります。
22		喫煙所等のルールの徹底にも気をつけて欲しいと思います。	
23		防犯上のカメラを設置するのは大切だと思います 。	
24		従来の形式にこだわらない対応が必要。常に斬新な取り組みを切にお願い致します。	
25		住宅宿泊業でも、迷惑行為を行う傾向があるのかと危惧していますので、そちらも引き続き制限の検討をお願いしたいです。	

３　市民意見を受け修正を行った内容

新たに設ける基準（案）	修正内容
⑴　住宅等を利用して旅館業を営む場合 ア　周辺住民に対して、事前に事業説明をすること。 イ　施設の外部から見やすい場所に施設の営業者、緊急連絡先等を記載した標識を設置すること。	左記に加え、緊急を要する状況に対応する責任者を定める規定を追加した。
⑵　全ての旅館業 ア　宿泊者に対して、騒音やゴミ出し等のルールを説明すること。 イ　宿泊者に対して、周辺への迷惑行為の中止を要請すること。	